

議員提案第39号

冷静な外交交渉により、竹島領有問題の
速やかな解決を求める意見書の提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出するものとする。

平成24年10月2日提出

新潟市議会議員

同

同

同

同

同

同

渡辺有子

五十嵐完二

小山哲夫

明戸和枝

風間ルミ子

飯塚孝子

野本孝子

冷静な外交交渉により、竹島領有問題の速やかな解決を求める意見書

本年8月、韓国の李明博大統領が島根県の竹島に上陸しました。また同月、李大統領が、天皇の訪韓について、天皇に謝罪を求める発言を行ったことも重なって、日韓両国の双方で、両国間の緊張感を激化させ、関係を悪化させるような発言や行動が続いています。

竹島領有問題は、1905年の同島の島根県への編入や、1951年のサンフランシスコ平和条約第2条a項の規定及び条約作成の過程から、歴史的にも国際法的にも日本が領有権を主張できる歴史的な根拠があります。

一方で、韓国は、「独島（竹島の韓国名）は日本帝国主義の侵略によって最初に奪われた領土だ」として、日本の領有手続きそのものが無効だと主張しています。日本が竹島の領有を宣言した時期は、日本政府が朝鮮の植民地化を進めていた時期であり、この時既に韓国は外交権を日本に剥奪され、異議を申し立てる条件がなかったことを踏まえると、韓国側の主張にも検討すべき問題があります。

竹島の領有問題をめぐって今問題なのは、日韓両政府の冷静な話し合いのテーブルがないことです。日本政府は、韓国併合が国際法上も違法、不当なものであったことを公式には認めておらず、従軍慰安婦問題も、誠実に歴史に向き合って解決を図る姿勢を示していません。日本による植民地支配の歴史を無視したままでは、韓国との間で歴史的事実に基づく議論はできません。野田首相は、「竹島の問題は、歴史認識の文脈で論じるべき問題でない」と述べていますが、このような態度では、この問題の解決の道が開けないことは明らかです。

竹島の領有問題の解決には、日本が韓国に対する過去の植民地支配の不法性と誤りを認めることが不可欠です。そして、その土台の上で、歴史的事実を突き合わせて問題の解決を図るべきです。

日本政府においては、経済的、物理的な対応など日韓の緊張を激化させるような行動ではなく、歴史的事実と国際法上の道理にのっとり、冷静な外交交渉によって速やかに解決を図ることを強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年10月2日

新潟市議会議長

藤田 隆

内閣総理大臣
外務大臣
内閣官房長官

} あて